

## 条例骨子素案（たたき台）

**1 目的**

- (1) 犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定める。
- (2) 市、市民等及び事業者の責務を明らかにする。
- (3) 犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的に推進し、犯罪被害者等の心に寄り添い、権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図る。
- (4) 市民が安全に安心して住み続けることができる互いに支え合う地域社会の実現に寄与する。

**2 定義**

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族
- (3) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体
- (4) 関係機関等 国、府、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者
- (5) 市民等 市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体
- (6) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者
- (7) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗(ひぼう)中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害

**3 基本理念**

- (1) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進する。
- (2) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行う。
- (3) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行う。
- (4) 犯罪被害者等支援は、市、関係機関等、市民等、事業者による相互の連携及び協力のもとで推進する。

**4 市の責務**

- (1) 関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定して実施する。
- (2) 犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し協力する。

**5 市民等の責務**

- (1) 犯罪被害者等が置かれている状況についての理解及び犯罪被害者等を地域で支え合うことの必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努める。

## **6 事業者の責務**

- (1) 犯罪被害者等が置かれている状況についての理解及び犯罪被害者等を支援することの必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努める。
- (2) 犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるように、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努める。

## **7 被害発生初期段階における支援**

- (1) 被害直後の犯罪被害者等に対しては、関係機関等と連携し、被害発生の初期段階から支援を行う。

## **8 相談及び情報の提供等**

- (1) 犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、関係機関等と連携し、犯罪等により害を被ったことにより直面している様々な問題について相談に応じ、必要な支援及び情報提供、助言を行う。

## **9 経済的負担の軽減等**

- (1) 犯罪被害者等が犯罪等の被害を受けたことによる経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行う。
- (2) 犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、住居の提供等必要な支援を行う。

## **10 精神的被害からの回復に向けた支援**

- (1) 犯罪被害者等が犯罪等により受けた精神的な被害から回復することができるよう必要な支援を行う。

## **11 雇用の安定**

- (1) 犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深める等必要な施策を講ずる。

## **12 民間支援団体に対する支援**

- (1) 民間支援団体に対して、その活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供その他の必要な支援を行う。

## **13 市民等及び事業者の理解の増進**

- (1) 犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の防止及び犯罪被害者等支援の必要性について、市民等及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発その他必要な施策を講ずる。

## **14 人材の育成**

- (1) 犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言その他の犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修等必要な施策を講ずる。

## **15 意見の反映**

- (1) 犯罪被害者等の支援にあたっては、犯罪被害者等、有識者その他市民等からの犯罪被害者等の支援に関する意見、要望等を把握し、市の施策に反映させるよう努める。

## **16 支援を行わないことができる場合**

- (1) 犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わない。

## **17 委任**

- (1) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。